

淀川水系 流域委員会

環境・利用部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

No. 5

2003年9月発行

平成15年5月29日(木)第5回環境・利用部会、
が開かれました。

CONTENTS

- 第5回環境・利用部会の内容……………1
- 第5回環境・利用部会の資料より抜粋……7
- 部会検討会の関連資料より……………10
- これまで開催された会議等について……11
- 環境・利用部会委員リスト……………12
- 配付資料リスト……………13
- 配付資料及び提言の閲覧・入手方法・
ご意見受付……………14



第5回 環境・利用部会の内容

委員会、他部会からの状況報告が行われたあと、ゾーニングの設定に関する議論を中心に、河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換が行われました。



第5回環境・利用部会 結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2003年5月29日（木） 13：30～17：00

場 所：カラスマプラザ21 8階 大ホール

参加者数：委員19名、他部会委員1名、河川管理者18名、一般傍聴者91名

1 決定事項

議論が分かれた「ゾーニングの設定」に関しては、山村委員を中心に有志でゾーニングに関する検討会を開き、論点を整理し部会意見案を作成して、次回部会にて検討する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

「河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）（以下、説明資料（第1稿））」および「具体的な整備内容シート」についての議論

資料2「環境・利用部会のこれまでの議論とりまとめ案（「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に対する意見・提案）」を用いて、説明資料（第1稿）に関する意見交換が行われた。

ゾーニングの設定について

自然環境保全の目標を達成するための手段としての「ゾーニングの設定」に関して、委員のなかで下記のとおり議論が分かれたため、「1 決定事項」の通り、次回部会までに検討会を開催して論点を整理し、部会で意見案を検討することとなった。

ゾーニング設定肯定意見：環境保全のための目標を実現する手段としてゾーニングを設定すべき／ここだけは手を付けない、という区域を設定すべき

ゾーニング設定否定意見：利用を促進する恐れもあるのでゾーニングは必要ない／ゾーニングは人間側の論理ではないか／水系全体が保全されるべきなのでゾーニングは必要ない

資料2に対する主な追加意見

主な意見は「3 主な意見」の通り。

委員会への提案（検討班の設置）について

「説明資料（第1稿）」で記されている協議会や委員会の、他省庁との連携も含めた全体的な関係や内容、「河川流入総負荷量管理方策」「河川レンジャー」について、「総合的な検討が必要であるため、委員会の中に検討班等を設けて検討を進めた方がよいのではないか。運営会議に諮って頂きたい」との提案がなされた。検討班結成案については、部会長が運営会議に伝えることになった。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から「水上バイクには全面規制を、プレジャーボートにはエンジン規制等を行っていきべきだ」といった発言がなされた。

3 主な意見

「説明資料（第1稿）」および「具体的な整備内容シート」についての議論

資料2「環境・利用部会のこれまでの議論とりまとめ案（「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に対する意見・提案）」を用いて、説明資料（第1稿）に関する意見交換が行われた。

ゾーニングについて

・河川法改正以前に淀川水系の河川環境管理計画が策定されているが、これを改定する形で、現在の自然環境を考慮した河川環境の目標設定とゾーニングの策定が必要だ。

・ゾーニングを策定するためには環境資源目録が必須。現在、どの程度のものがあるのか。

水辺の国勢調査によって、魚類や両生類等を網羅的に調査している他に、各工事ごとに貴重種等の棲息について調査を実施している。（河川管理者）

どの岸辺にどんな生物がいるのか等、個別に調査した結果をもとにして、保護する地域や度合いによってランク付けしたゾーニングを考えていくべきではないか。

水辺の国勢調査は生物の数を調査しているだけで



なぜ生物がそこに存在しているのかまでは調査していない。他の生物との因果関係を含めた成立要因まで考慮して、ゾーニングを考えなければならない。

・現在の河川の利用形態をもとにしたゾーニングは、利用を促進する恐れがあるので反対。かつて見られた、水辺で草むらが育つような河川環境に戻すことが大切だ。

1960年代前半の河川環境を取り戻す手段としてのゾーニングの設定が必要。環境・利用部会の役割は、「この地域ではこれだけはやってはいけない」という制約をかけることではないか。説明資料（第1稿）に記述されている利用委員会や水質管理協議会において判断がなされる時に規範となるべき河川憲法として、自然環境を取り戻すことを目標としたゾーニングが必要。

今やるべきことは、もとの川に戻すことが重要であり、ゾーニングするような場所はないと言いたい。やるのであれば、水辺から堤防にかけて、といった川の流れに沿った方向で行うゾーニングであれば意味があるだろう。

ゾーニングによって、河川の連続性を分断してしまうとも考えられる。整備計画の中でゾーニングを行うべきと言われるのか、また、どのような観点からゾーニングを行うべきかははっきり示して頂きたい。（河川管理者）

ゾーニングは、今すぐには実施できないだろう。まず、環境資源目録をつくって、1960年代の自然環境を取り戻すための10年20年目標を考えていけばよい。河川整備計画には、今後のゾーニングの方向性を盛り込めばよいのではないか。

河川管理者としては、生態系の「現状」を踏まえた上で、個々の河川ごとに整備や利用等の議論をしていくと考えていた。今の時点で「貴重種がないから、ここは利用ゾーン」などといったゾーニングができるのかどうか、疑問に思っている。（河川管理者）

以前、自然環境班で「ここは人の手を加えない」という地区を決めるといった話があった。こういう意味でのゾーニングもあり得る。

ゾーニングという考え方は人間側の都合だ。ゾーニングすべきは自然環境ではなく、人間社会の方だ。

自然公園法と自然環境保全法は法律で全てゾーニングをして開発を規制している。ドイツでは、川を守るための細かい規制がゾーニングの中で行われており、回復のためのゾーニングもきっちり行っている。

琵琶湖淀川水系全体が、保全のために手をつけてはいけない場所であり、利用のためのゾーニングは必要ない。

ゾーニングに関して、スケールや質の異なったものが議論されており、委員の間で食い違いがあるようだ。部会としてのゾーニングの考え方を河川管理者に示すために、有志を中心に話し合いの場を持って意見を集約してはどうか。

議論が分かれた「ゾーニングの設定」に関しては、山村委員を中心に有志でゾーニングに関する検討会を開き、論点を整理し部会意見案を作成して、次回部会にて検討することとなった。

資料2「環境・利用部会のこれまでの議論とりまとめ案（「説明資料（第1稿）」に対する意見・提案）」に対する追加的意見

<自然環境について>

・1960年代の川、もとの川に戻すというのを明確に言わなければならないのではないかと。

今の水位で何とか攪乱域ができるような状態にしたい。

攪乱域の話はわかるが高水敷がなく堤防まで全て水が流れると水みちがかなりぶれる。そうすると、淀川から水をとれない、船も走れなくなるといったことも留意して欲しい。

植物の面から言えば、せめて、水辺で今まで見られたような草むらが育つような状況が欲しい。

・最上流部の開発によって発生する濁水や森林破壊など、国土交通省の権限外であるが、河川に影響があると考えられる問題については、各省庁や自治体と連携していく等の方策を計画に盛り込むべきだ。この点は琵琶湖も同様である。

森林保全や水質管理の方策に関する検討を河川管理者に任せるのではなく、例えば、農水省へどのような要望を出していけばよいかを流域委員会が具体的に調査して、河川管理者に提案していく必要があるのではないかと。

・「事業の評価」といった場合に、ダム建設によって失われる自然環境の価値や水質汚濁の評価、生物に与える影響等、プラス面だけでなく、マイナス面の評価も積極的に行っていくべきだ。完全な情報公開という意味においても、マイナス面の評価を実施して将来の教訓として生かすという視点も必要。

マイナスの影響がある場合、例えば、ダム開発や河川整備によって森林が失われる場合、植林等を行う等、再生を義務づける必要があるのではないかと。

・例えば、ダムを建設しようとする時に失われる自然の価値や生物への影響について、どのように評価するのかということも視点に加えてほしい。

・ダム計画の見直しを1~2年かけて行くと説明されたが、1~2年ではダムが自然環境に与える影響を調査しきれないだろう。改善策等がはっきりしないまま、見切り発車的にダム計画が進まないようお願いしたい。

ダムが置かれている社会的状況から考えて、その時点で何らかの判断を行う、という意味で1~2年と説明した。環境については10年かけても全てがわかるわけではないと考えている。その時点でわかっていることの中でどう判断していくかだと思っている。（河川管理者）

<水質について>

・河川管理者が望ましい河川水質を維持するための管理方策を流域界にまで視野を広げて理念として記して欲しい。

・今後の水質管理目標としては、BOD等の基準値ではなく、水や底質の中に棲む複数の生物を対象とした生



物指標（例 イタセンパラ等が住める水質）を目標とした方がわかりやすいのではないか。

生物指標はわかりやすいので、住民のモニタリングへの参加、環境教育面からも重要である。

その際には、1つの種ではなく、違った場所に棲む複数の生物を基準とすべき。

- ・流域全体で水質管理を実施していくためには、汚染の発生源が特定できるような観測網が必要だ。得られたデータをどう発信しどう利用するかが重要なポイントとなる。汚濁の発生源として特定された地域の住民や事業者への啓発や注意を継続的に実施すれば、水質の改善がかなり進むだろう。

例えば、農業排水や産業廃棄物のように、水質汚染の発生源が河川管理者の権限外にある場合でもきちんと対応できるように、水質管理協議会のシステムを考えておいた方がよいだろう。

- ・今後増加すると考えられる産業廃棄物処理場等への規制や考え方を盛り込むべきだ。
- ・河川管理者が、現時点での水質についてどう認識されていて、具体的に水質をどれくらい良くしたいと考えているのか、目標を提示して、協議会の内容につなげるべきでは。

現時点で数値を明示することはできないと考えており、仮に明示できたとしても、その目標自体が本当によいのか疑問に思う。水質の現状認識については、過去に比べてBODやCOD等は低下したが、安心して飲める水、泳げる水という観点から見ればまだまだ改善していかなければならないと考えている。この考え方は説明資料(第1稿)の現状の課題に記しており、提言と100%一致していると思っている。(河川管理者)

- ・現在のところ、説明資料(第1稿)に記している流域内負荷量低減の具体的な方策のイメージがほとんどできていない。河川管理者として考えていかなければならないことだが、今の法体系を越えた提案も含めて、示唆を頂きたい。(河川管理者)

河川流入総負荷量低減のための方策を考える際には、過去の成功例(瀬戸内海の環境保全等)を調査し、その手法を取り入れればよい。

< 利用について >

- ・水上バイクの利用規制をこの整備計画の中で明確に位置付け、すみやかに実行していくべきだ。
- ・河川敷利用を段階的に縮小していくために、「10年後に何%減らす」といったような、短、中、長期の段階的な削減イメージを整備計画に明記すべきだ。

説明資料(第1稿)では河川敷のグラウンド等の利用については縮小していくと記述しているが、すでにその表現に対する反響が非常に大きく、悩んでいる。今の状況を正直にお話しすると、その上さらに説明資料(第2稿)で「何年後に何%縮小する」と明記はできないと思っている。(河川管理者)

河川敷は子どもたちに非常に重要な場を提供している。今後の河川敷利用を考えていくときには、子どもたちの意見を聴く場を持つ必要がある。

< 全体的な意見 >

- ・説明資料(第1稿)に記述されている協議会や委員会を運営していくにあたって、優れた人材を発掘してメンバーとすることとあわせて、長期的な視点に立って必要な人材を育成していく必要がある。

- ・河川整備計画をモニタリングする仕組みについて、説明資料(第1稿)では明確に記述されていない。計画の実効性を担保するため、横割り行政の調整を図った形の計画策定後の執行管理システムが必要である。整備計画の中に記しておくことはもちろん、整備計画とは別版で「執行管理システム」を作成する必要がある。

我々は一番大事なシステムとして、説明資料(第1稿)の「はじめに」にも記しているように、河川整備計画について、硬直的なものではなく、モニタリングや事業進捗のチェックを行って順応的に対応していくことを盛り込んでいる。この内容が不十分であれば、具体的な意見をお願いしたい。(河川管理者)

- ・河川管理者が提言を実現していく上で障害となることやクリアしなければならないこと、自治体や他省庁との協力の枠組み、流域委員会の担う役割などについて、もう少し具体的に説明する必要があるのではないか。

現段階で書けることについては、説明資料(第2稿)で説明していきたいと考えている。(河川管理者)

説明資料(第1稿)で記されている協議会や委員会の、他省庁との連携も含めた全体的な関係や河川管理者の権限外のことまで対象にした統合的な管理システムについて、河川管理者にその検討を任せるのではなく、委員会で検討班を新たにつくって、河川管理者に提案していく必要がある。

「河川流入総負荷量管理方策」「河川レンジャー」についても、総合的な検討が必要であるため、委員会のなかに検討班等を設けて検討を進めた方がよいのではないか。運営会議に諮って頂きたい。

検討班結成案については、部会長が運営会議に伝えることになった。

一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者1名から意見が述べられた。

- ・琵琶湖淀川水系での水上オートバイクを全面禁止に、プレジャーボートにはエンジン規制、スピード規制、出力規制等を行っていくべきだ。

以上

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。なお、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第5回環境・利用部会の資料より抜粋

資料2「環境・利用部会のこれまでの議論とりまとめ案（「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に対する意見・提案）」を用いて、自然環境、水質、利用等について意見交換が行われました。以下、資料より一部を抜粋して掲載いたします。

自然環境		説明資料 - 索引	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する 部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
3章 基本的な 河川整備の 考え方	基本的な 河川環境 保全の 考え方		<ul style="list-style-type: none"> 基本的な考え方に、「これ以上生物種を減少させない」「人間の生存に必須のものである生態系の機能をこれ以上低下させない」といったことも補足したほうがよい。 その点については十分に認識している。文言の修正については、検討したい。(河川管理者) 	(3/27)	「これ以上生物種を減少させない」「人間の生存に必須のものである生態系の機能をこれ以上低下させない」等の目標を追加すべき。
		4.2 5.2 河川環境 (全般)	<p>自然環境の 保全回復の 目標</p> <p><提言が目標としている「1960年代前半」とは?></p> <ul style="list-style-type: none"> 提言では、今後の河川整備にあたっては、1960年代前半を目標として強く意識することが重要だと提言しているが、これだけでは不十分。「人間や生物が許容できる範囲内で、ダイナミックに変化する川」というのがひとつの基準になる。実験を行って目標となる基準値を見つけていく必要がある。 1960年代のモニタリングとフィードバックを実施して順応的に対応していけば、目標を決めなくてもやっていけるのではないかと考えている。(河川管理者) 1960年代の川には確かにあった「生活のにおい」が、今は消えてしまった。無機質な川になってしまっている。 河川環境は、陸の草や木が河川に一方的に入り込まない状態、或いは川床材料が一方的に細くならないような状態といったように、現象が一方に進まないような状態が好ましい。この観点から見て、1960年代の河川環境が本当によかったのかどうか、検討してみる必要もある。 <自然環境回復の基準、目標を設定、共有するための方策> 保全地域を示した琵琶湖淀川水系全体のゾーニングマップの作成が必要だ。そういったゾーニングができれば、地域ごとにどのような利用計画を立てるかを判断する際の一種の基準になっていくだろう。また、各保全区域での今後30年間の自然の再生計画も必要となる。 自然環境を回復する上で、過去の環境資源 	(4/10)	<ul style="list-style-type: none"> 河川環境保全の目標となる姿、基準を記載すべき(4.2) 提言で述べている1960年代前半を目標とすべき(1960年代の環境が本当に良かったか。それ以外に目標とする姿があるか) 保全の目標を設定、共有するための方策、検討事項を記載すべき(5.2) 水系全体のマップ(保全すべき地域等を示す)が示され、それに基づいて利用の計画も策定されるべき。 目標とする年代の環境資源目録を作成し、回復のタイムスケジュールを利用計画も含めて検討すべき。 (水系全体のマップ作成の是非。代替案があるかどうか。作成に向けて必要な検討事項等は何か)

水質		説明資料 - 索引	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する 部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
4.2 河川環境 (全般)	水質管理の あり方 方向性		<p><水質監視・管理の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> 河川管理者が、水質の管理や監視を定常的にできるかどうか。これが河川整備計画に盛り込めるかどうかポイントになるだろう。 水質管理の目標をどこにおくかが問題である。考えなくてはいけない水質のイメージについてどこかで触れておく必要がある。 	第2回 (3/27)	河川管理者としての長期的・理想的な水質管理目標(ゴール)を具体的に記すべき。
		4.2.2 水質	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者として独自に水質管理基準を設けてはどうか。 微量有害化学物質や病原性微生物の問題を流域全体でどう考えるか。監視のあり方も含め河川管理者として新たな枠組みで考えていく必要がある。 	第2回 (3/27)	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者が独自の目標を設定し、リードして水質管理を進める、積極的(ポジティブ)な水質管理の視点、方向性 淀川水系流域全体で、統合的に水質をマネジメント 管理する視点(洪水時、濁水時の統合管理と同様の平水時の統合管理)
5.2.4 水質			<ul style="list-style-type: none"> 水質については川の中だけでは解決しない問題が多いが、河川管理者にできることもある。例えば、ダム建設や川から瀬や淵を無くして直線化したことは水質を悪化させた。このような部分に対してできることがあるのではないかと。水質との因果関係については記していないが、瀬や淵の復元については、河川形状の項目に施策として記している。(河川管理者) 	第2回 (3/27)	<ul style="list-style-type: none"> 住民を巻き込んだ管理の方向性を記すべき <住民との連携イメージ> 身近な水辺の、時々刻々の変化を知りたい住民の持つ問題意識(情報)を聞き出し、行政上の仕事に日々利用するようなシステムを作成。 モニタリング、危機管理における連携 環境教育や河川へのアクセス向上等によって住民が河川へ親しむ機会を増やし、オーナーシップ意識を醸成することによって水質改善を図る。
			<ul style="list-style-type: none"> 洪水時、濁水時にはダム統管所で水量を管理しているが、水質の管理にあたる平水時の管理はどこもされていない。平水時についても水系全体を見渡せる統合管理を考える必要がある。 平水時について、自然流況に近づける水位管理を「検討する」と記しているが、それが水質につながるという発想は抜けているかもしれない。(河川管理者) これからは施設整備よりも管理の時代であり、既存の施設をいかに有効に機能させるか、である。今後、河川局の仕事の一部として管理面がどの程度のウェイトを持つのか、また河川整備計画の中に入り得るのか。 そのような認識は持っており、管理のウェイトは高くなる傾向にある。(河川管理者) 都市用水や環境用水のように量を流すことで質が良くなることもある。そういった観点に立てば、河川管理者が管理すべきではないかと 	第2回 (3/27)	(4.2.4の記述をどのように強化・充実すべきか/5.2.4に盛り込む施策の具体的な内容は)

部会検討会の関連資料より

第5回環境・利用部会の審議を受けて、6月17日にゾーニング検討会が行われました。以下に、ゾーニング検討会のまとめを掲載いたします。

ゾーニング検討会

開催日時：2003年6月17日(火) 14:00～17:05

場 所：三菱総合研究所 会議室

参加者数：委員9名

審議のまとめ

・自然環境の保全・回復のための目標を掲げ、それに向かって努力していくことが重要。ゾーニングという名称は使用せず、自然回復・保全のための地域指定の考え方として、大枠で3つの区分けを考える。

<自然回復計画と地域>

・自然が破壊された区間の自然を回復する。そのために必要な地域を指定し、自然回復のための行為を行う。(あくまで例であるが、淀川下流のような自然の少ない川)。長期ビジョンで、段階を踏んで行う。

<自然保全のための地域指定>

・比較的、自然が残っている河川、地域を人間の手を加えない地域として保全する。生態系の連続性、水質改善等を考慮し堤内地も視野に入れる。(あくまで例であるが木津川の一部のように比較的的自然が残っている川)

<利用制限を行う地域指定>

・自然環境の保全・回復のため、車の進入制限、水上バイク禁止等の利用制限を実施。

これらの計画・地域指定は、委員会、河川管理者だけでなく、住民参加によって立案し、説明資料で示されている各種委員会はこの立案を規範とする。

次の部会に向けて

・次の環境利用部会では、今日の検討会の報告を行う。部会で、大きな方針が確認されれば、さらに具体化するための検討を今後も引き続き、検討会で行う。次の部会での報告は今日のまとめと資料一覧を配布。

次の検討会

・次の検討会は、下記の資料が揃ってから開催する。資料を参考にしながら、上記のまとめを点検し、自然回復・保全が具体化できるのかどうかを検討する。

次回の検討会までに手配すべき資料

淀川河川敷生態調査団報告(近畿建設協会 保有)

淀川河川敷生態調査団報告 補完調査(河川管理財団 保有)

航空写真(昭和35年頃と現在)

水辺の国勢調査(最新版)

河川敷の占有許可基準の準則

利 用		説明資料 - 索引	これまでの部会での主な意見・やりとり内容	会議名 (日付)	説明資料(第1稿)に対する 部会としての意見・提案(案) ()内は部会での要検討事項
治水との関係 利用と河川環境との関係	河川環境との関係		・利用面からの観点だけでは不十分で本来の河川のあり方を考えた利用のあり方を検討すべきである。	第3回 (4/10)	河川環境のあり方のもとに利用のあり方が示されるべき
			・高水敷が冠水しないから堤外民地・不法占拠の問題がある。自然のままの川ならば本来起こりえない問題ではないか。	第3回 (4/10)	・川本来のあり方が示された上で、利用についての位置づけを示すべき。 (具体的にどのような観点があるか、川本来のあり方は定義できるか)
			・河川環境再生のために高水敷を切り下げると現在の利用形態は自然と変わる。治水上問題なく高水敷の切り下げが可能な場所の案、切り下げの考え方を河川管理者は提示すべき。	第3回 (4/10)	・河川環境保全のために高水敷きの切り下げを行った場合、その場所の利用は必然的に抑制されるなど、河川形状によって利用形態は自然に変化する。河川形状は治水、自然環境面から決まるため、それらの方向性と利用との関係について整理して示すべき。
治水、河川形状との関係			・水陸移行帯の整備計画、ゾーニング等に関して河川管理者の意見を伺いたい。 河川形状の横断的な連続性修復することは水陸移行帯の整備につながり、その点では提言と一致していると考えている。水陸移行帯に関して線引きすることは分断の発想であり、それは提言の趣旨に一致しないと考えている。(河川管理者)	第3回 (4/10) *再掲	水陸移行帯について、河川環境の再生の方針に基づいた利用の方向性を記載すべき。 ・利用を規制する方向性を記載できないか (規制の妥当性、手法) 自然環境班の議論も合わせて検討
			・水陸移行帯を作ると現在のグランド利用ができなくなる。合意形成が必要である。 現在の計画では、グランドとして利用されている場所に水陸移行帯を整備する予定はなく、基本的に河川管理者が土砂置き場にしている場所や、荒地になっている場所を中心に整備する予定である。現在グランドとして利用されている場所については、利用者とのコンセンサスが取れた場所から高水敷の切り下げを行いたい。(河川管理者)	第3回 (4/10)	
4.2 5.2 利用	記述、項目の追加		<堤外地利用について> ・河川区域の中だけでなく周辺の利用も含めてここで議論するのかを明確にすべき。周辺の土地利用と非常に関係が深いので、河川区域だけで議論しても話は完結しない面があるが、どこまで議論すべきなのか。たとえば河川法では堤内地についても保全区域の指定ができるので、区域を指定して一定の利用制限をする等も考えられるが、保全区域に関しては説明資料(第1稿)には入っていない。	第2回 (3/27)	利用は河川区域外の土地利用と関連が深いので、堤内地も含めた検討をすべきである。河川法による堤内地の保全区域指定など、一定の利用制限等も検討すべき (保全区域の対象となる区域の考え方の具体化。流域全体の考え方。実現可能性。)
			・関係省庁との協定や住民参加によって、少なくとも堤防から50～100mの範囲での堤内地(河川の外)の利用規制を検討するべきではないか。	第4回 (4/17)	漁業、砂利採取、諸権利(水利権、漁業権、占用権等)について記載すべき

これまで開催された会議等について

第5回環境・利用部会(平成15年5月29日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回 第6回	平成13年開催	第1回 第8回	平成13年開催	第10回	平成13年開催	第6回	平成13年開催
第7回	H14/2/1(金)	第9回	H14/1/24(木)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)			第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/3/13(水)	第12回	H14/2/5(火)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第12回	H14/4/7(日)	第13回	H14/3/14(木)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第13回	H14/5/12(日)	第14回	H14/4/5(金)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第15回	H14/5/27(月)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第15回	H14/6/17(月)	第16回	H14/6/24(月)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第16回	H14/7/4(木)	第17回	H14/7/31(水)	第14回	H14/10/1(火)
第15回	H14/12/5(木)	第17回	H14/8/8(木)	第18回	H14/9/24(火)	第15回	H14/10/17(木)
第16回	H15/1/17(金)	第18回	H14/10/3(木)	第19回	H14/10/29(火)	第16回	H14/11/8(金)
第17回	H15/1/24(金)	第19回	H14/11/9(土)	第20回	H14/12/13(金)	第17回	H14/12/12(木)
第18回	H15/2/24(月)	第20回	H14/12/14(土)	環境・利用部会	治水部会	利水部会	住民参加部会
第19回	H15/3/27(木)	第21回	H15/1/29(水)				
第20回	H15/4/21(月)	第22回	H15/5/19(月)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/2/24(月)
第21回	H15/5/16(金)			第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)
				第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/11(金)
				第4回	H15/4/17(木)	第4回	H15/4/18(金)
				第5回		第5回	H15/5/27(火)
その他	設立会	H13/2/1(木)		シンポジウム		H14/6/23(日)	
	発足会	H13/2/1(木)		拡大委員会		H14/11/13(水)	
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)		提言説明会		H15/1/18(土)	
	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)					

環境・利用部会委員リスト

2003.5.29現在 (五十音順、敬称略)

氏名	所属検討班			対象分野	所属等	兼任状況
	自然環境	水質	利用			
1 有馬 忠雄				植物	大阪府 自然環境保全指導員	淀川部会
2 井上 良夫				地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター 校長	琵琶湖部会
3 江頭 進治				河道変動	立命館大学理工学部 教授	琵琶湖部会 治水部会
4 川上 聡				地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	木津川源流研究所 所長 三重大学人文学部 非常勤講師	淀川部会 利水部会 住民参加部会
5 川端 善一郎				生態系	京大大学生態学センター 教授	琵琶湖部会
6 紀平 肇				動物	元清風学園 講師	淀川部会
7 倉田 亨				農林漁業	近畿大学 名誉教授 京都府内水面漁場管理委員会 会長	琵琶湖部会
8 小林 圭介				植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授 永源寺町教育委員会 教育長	琵琶湖部会
9 宗宮 功 (部会長)				水質(水質工学)	京都大学 名誉教授 授龍谷大学 教授	琵琶湖部会
10 田中 真澄				地域の特性に詳しい委員(自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表	淀川部会 住民参加部会
11 田中 哲夫				漁業関係(魚類生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 助教授	猪名川部会
12 谷田 一三				動物(河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	淀川部会
13 寺川 庄蔵				地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会 利水部会
14 寺西 俊一				経済(環境経済学、環境政策論)	一橋大学大学院経済学研究科 教授	-
15 中村 正久 (部会長代理)				水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	琵琶湖部会
16 西野 麻知子				動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	琵琶湖部会 治水部会
17 服部 保				植物(植物生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 所長、教授	猪名川部会
18 原田 泰志				漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	淀川部会
19 細川 ゆう子				地域の特性に詳しい委員(住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会	猪名川部会 利水部会
20 横村 久子				地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	淀川部会 利水部会
21 榎屋 正				地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会 治水部会 利水部会
22 松岡 正富				地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事 朝日漁業協同組合 代表監事	琵琶湖部会
23 三田村 緒佐武				環境教育(水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会 住民参加部会
24 矢野 洋				水質	神戸市水道局水質試験所 所長	猪名川部会
25 山村 恒年				法律(行政法・環境法)	弁護士・元神戸大学教授	住民参加部会
26 山本 範子				地域の特性に詳しい委員	流域住民	淀川部会 治水部会
27 吉田 正人				自然保護(自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	-
28 鷺谷 いづみ				植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	-
29 和田 英太郎				水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授	淀川部会
30 渡辺 賢二				水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	淀川部会

注1:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。注2:所属検討班の はリーダー、 は副リーダーを示しています。

配布資料リスト

第5回環境・利用部会 配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		K5-A
資料1	委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）	K5-B
資料2	環境・利用部会のこれまでの議論とりまとめ案（「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に対する意見・提案）	K5-C
資料3	5月～7月の委員会、部会、運営会議の日程について	K5-D
参考資料1	委員および一般からのご意見	K5-E
参考資料2	ダムに関する説明（第20、21回委員会）についての委員からの意見	K5-F

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.14の「配布資料及び提言の閲覧・入手方法」をご覧ください。



配付資料及び提言の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び提言を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配布資料及び提言は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配布資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「提言」の入手

「提言」の冊子を無料で差し上げます。冊子の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「提言希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

頂いた個人情報については、上記資料及び提言の送付のみに使用させていただきます。



ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承ください。ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

ホームページ <http://www.yodoriver.org>

E-mail k-kim@mri.co.jp

TEL 06-6341-5983

FAX 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務
(株)三菱総合研究所 関西研究センター内

淀川水系流域委員会

環境・利用部会ニュース No.5

2003年9月発行

【編集・発行】 淀川水系流域委員会

【連絡先】 淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2 (近鉄堂島ビル7F)

TEL: (06) 6341-5983 FAX: (06) 6341-5984

E-mail: k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源開発公団 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。

この印刷物は再生紙を使用しています。